

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年8月18日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 佐々木 淳一

1 業務内容

- (1) 調達件名 R 8－福岡・北九州地方における外壁塗材等調査業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構九州支社
住宅経営部 環境整備課

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

次に掲げる全ての資格を満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構九州地区における令和7・8年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有しているもので、登録業種区分が「調査」の認定を受けていること。
- (3) 福岡県又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。
- (4) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph000000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>を参照）
- (6) 次の①から③に掲げる基準を満たす現場代理人を当該業務に配置できること。

- ① 予定現場代理人は以下のいずれかの資格要件を満たすものであること。
- ・ 「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程」（厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号 H30.10.23）に基づく講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」及び「一般建築物石綿含有建材調査者」
 - ・ 令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、試料採取時点においても引き続き同協会に登録されている者
- ② 予定現場代理人は、平成28年度以降に受注し完了した、建材中のアスベスト含有調査分析業務に従事した実績を1件以上有すること。（下請け含む）
- ③ 予定現場代理人は見積書の提出期限日時点において恒常的な雇用関係がある者であること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の報告として取り扱う。
- (7) 本業務の調査分析期間は、以下のいずれかに該当する十分な経験及び必要な能力を有する者が所属している分析機関で行うこと。

《定性分析「JIS A 1481-1」》

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習（偏光顕微鏡による定性分析の実施方法）を受講し、修了審査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（評価区分1）」における定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業（定性分析法1、3、4）」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」、「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」、「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

《定量分析「JIS A 1481-5」》

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習（エックス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法）を受講し、修了審査に合格した者
 - ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（評価区分5）」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者
 - ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業（定量分析法1）」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者
- (8) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒810－8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社

総務部 経理課

電話 092－722－1017

(2) 見積書の提出期限及び提出方法等

①提出期限 令和8年8月27日（木） 16時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(標準契約書は「機構HP」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」を参照)

(3) 支払条件 完成払

(4) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。なお、見積書の提出と同時に上記2(6)により配置する予定現場代理人の資格要件を満たすことが確認できる書類を提出すること。

(5) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(6) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(7) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構九州支社 住宅経営部 環境整備課

電話 092－722－1353

※書面による持参、もしくは郵送にて令和8年8月20日（木）16時必着とする。

(8) 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和8年8月24日（月）～令和8年8月27日（木）

閲覧場所：独立行政法人都市再生機構九州支社 1階閲覧コーナー

以 上

(本人の場合)

見 積 書

金

円也

ただし、R 8－福岡・北九州地方における外壁塗材等調査業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 佐々木 淳一 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※3 本見積書の提出と同時に、配置する予定現場代理人の資格要件を満たすこ
とが確認できる書類を提出すること。

(代理人の場合)

見 積 書

金

円也

ただし、R 8－福岡・北九州地方における外壁塗材等調査業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 佐々木 淳一 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※3 本見積書の提出と同時に、配置する予定現場代理人の資格要件を満たすこ
とが確認できる書類を提出すること。

表

独立行政法人都市再生機構九州支社 支社長 佐々木 淳一 殿 件名「R8」福岡・北九州地方における 外壁塗材等調査業務」 見積書 (押印省略)

裏

住所・連絡先 氏名 ※登録番号

※HP又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※上記4(4)により提出する書類は同封せず、別で提出すること。

※押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。